

～ひとり親家庭高等職業訓練促進等事業のご案内～

この事業は、ひとり親家庭の母または父が、生活の安定を図るために必要な技能や資格を取得するために、1年以上(令和3年4月1日～令和5年3月31日までに修業を開始する場合は6ヶ月以上)の養成機関に修業中の期間(上限48ヶ月)に訓練促進給付金、修業期間終了後に修了支援給付金を支給します。

1 支給対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- (1)20歳未満の子を扶養している、ひとり親家庭の父または母である方
- (2)本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている方
- (3)児童扶養手当を受給している方、年金受給や親族との同居のために児童扶養手当は受けていないが本人の所得が、児童扶養手当の受給水準と同様であること
- (4)養成機関での就業が、適職に就くために必要であると認められる方
- (5)修業期間が1年以上の養成機関で修業予定で、資格取得が見込める方
- (6)就労または育児と就業との両立が困難であると認められる方
- (7)過去に高等職業訓練促進給付金の受給をしていない方

2 対象資格

養成機関において正規のカリキュラムが1年以上の課程で修業する次の資格です。

看護師及び准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生士など、その他市長が特に認めるものが対象です。

なお、令和3年4月1日～令和5年3月31日までに修業を開始する場合に限り、デジタル分野等の民間資格の取得が対象になりますので、詳しくはお問い合わせください。

3 支給額

訓練促進給付金	支給額(月)
非課税世帯	100,000円
課税世帯	70,500円
最終学年・非課税世帯	140,000円
最終学年・課税世帯	110,500円

修了支援給付金	支給額
非課税世帯	50,000円
課税世帯	25,000円

支給決定後、毎月支給されます。支給上限は48ヶ月ですが、対象資格によって異なります。

申請者または申請者と同居している扶養親族者(申請者の直系血族及び兄弟姉妹も含む)の住民税の課税状況により支給額が決定されます。

※住民票上は別世帯であっても、同一住所に居住している者について、本事業では同一世帯として扱う場合があります。

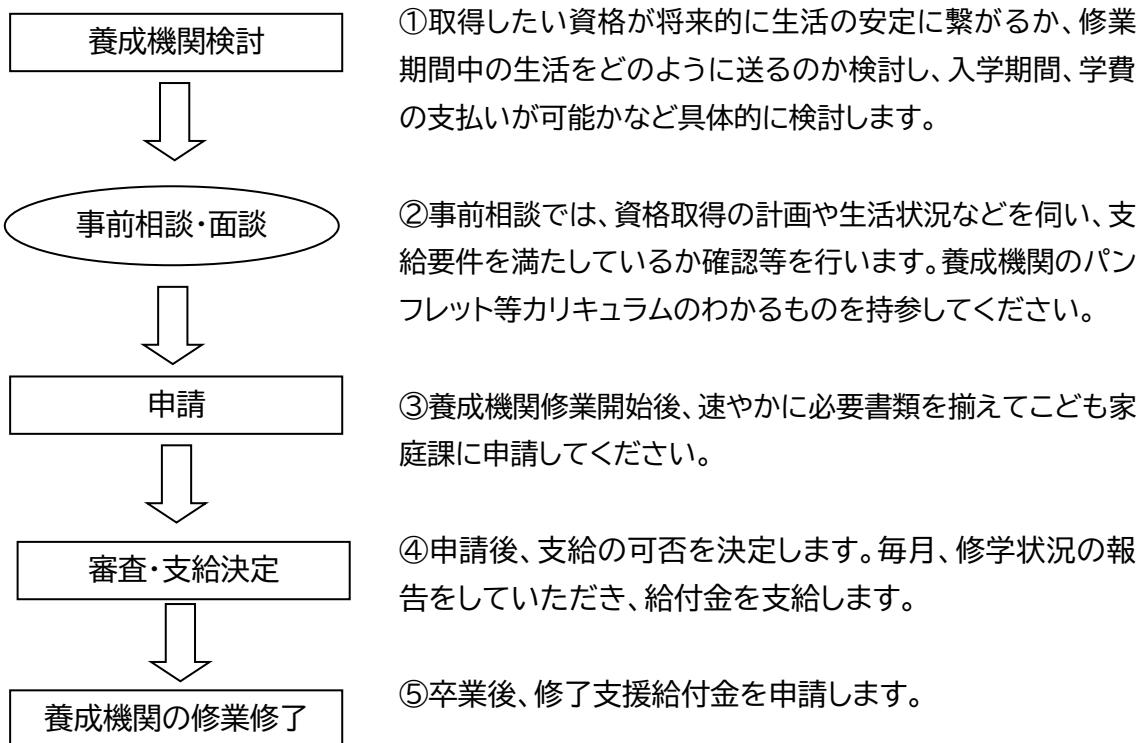
※4月分～7月分は、前年度の課税状況、8月分～翌3月分は当年度の課税状況を確認し、支給額を決定します。

※申請は、こども家庭課に事前相談のうえ受け付けています。

来所時、担当職員が不在の場合がありますので、事前の電話相談・来所予約をお願いします。

4 手続きの流れ

<訓練促進給付金>



【申請時必要書類】

- ① ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書
- ② 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本
(※申請の1か月以内に発行されたもの)
- ③ 世帯全員の住民票
- ④ 児童扶養手当又は所得・課税証明書(同一生計者も含む)
- ⑤ 養成機関の長が発行する在籍の状況を証明する書類
- ⑥ 養成機関の長が発行する単位の取得状況を証明する書類
(※入学後6ヶ月以上経過時)
- ⑦ その他、市長が必要と認める書類

【注意事項】

- ・原則、通学で修業する場合が対象です。
- ・既に自立に必要な資格を有していると認められる場合は、本事業の対象となりません。
- ・給付金の申請にあたっては、審査を行いますので、必ず支給できるものではありません。
- ・修業期間中、修業の事実が確認できない場合は、給付金の支給停止や支給取消になることがあります。
- ・本給付金と趣旨を同じくする給付金と併給は出来ません。詳しくはお問合せください。

問い合わせ先

福島市こども家庭課 Tel:024-572-7106

Mail:ko-katei@mail.city.fukushima.fukushima.jp